

兵庫県公報

平成29年10月6日 金曜日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（工業振興課）	1
規 則	
○ 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（工業振興課）	1

公布された法令のあらまし

- 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例**（条例第26号）
工業技術センターにおいて、航空産業非破壊検査トレーニングセンターを開設し、航空産業非破壊検査員を養成する講習を実施するため、当該講習に係る手数料を新たに設定することとした。
- 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則**（規則第42号）
航空産業非破壊検査員養成講習料の額を定めることとした。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第26号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表第2 工業技術センター使用料及び手数料の款技術講習料の項の次に次のように加える。

航空産業非破壊検査員養成講習料	600,000 円以内
-----------------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第42号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「別表第6」を「別表第7」に改める。
別表第6を別表第7とし、別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6

航空産業非破壊検査員養成講習料

種別	金額			
	基礎	応用1	応用2	合計
浸透探傷	171,000円	46,000円	33,000円	250,000円
磁粉探傷	290,000円	93,000円	67,000円	450,000円
超音波探傷	422,000円	78,000円	100,000円	600,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。